

「黄金っ子応援プラン（第二期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」に対する県民意見への考え方・対応について

【募集期間】 令和元年12月12日（木）～令和2年1月14日（火）

【募集方法】 郵送、メール、FAX

【意見等の数】 2人（個人1、団体1）から述べ3件

No.	該当箇所	ご意見・ご提案	沖縄県の考え方・対応
1	P81 38~39行 第3章 施策の展開 6(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備 イ 放課後対策の充実（新・放課後子ども総合プラン）	<p>【今後の取り組み】において、「運営費等に対する支援を推進し、待機児童の解消、利用料の低減などに取り組むとともに」との記載があるが、【具体的な支援策】に運営費の支援、利用料低減についての支援策がないのは、どうしてか。</p> <p>P80の【現状と課題】だけでなく、P64の表10でも小学生を持つ母子父子家庭の経済的負担第3位が「放課後児童クラブの利用料」となっており、沖縄県における大きな課題であり、利用低減のための具体的な支援策を求める。</p>	<p>県におきましては、利用料の低減を図るため、市町村が行う公的施設活用クラブの施設整備や運営費等に対する支援を行っております。また、利用料低減に関する事例について市町村担当者会議等で共有を図るなど、市町村の取組を支援しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、これらについて明確に記載することとし、【具体的な支援策】に下記を追記します。</p> <p>② 市町村が行う公的施設を活用した放課後児童クラブ施設整備や運営費等への支援</p>
2	P81 41~42行 第3章 施策の展開 6(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備 イ 放課後対策の充実（新・放課後子ども総合プラン）	<p>【今後の取り組み】において、「支援員の資質向上及び人材確保に努めます。」と記載があるが、【具体的な支援策】にもっとも重要な人材確保に対する支援策がないのは、どうしてか？</p> <p>資格研修を受講し、放課後児童支援員となったものの、処遇改善がすすんでいないため、離職者が多く、新たな担い手も不足している状況である。子どもたちが「安全・安心して」放課後児童クラブで過ごすためには、専門性を持った支援員が不可欠であり、また、今後、新たな放課後児童クラブを整備するにも支援員確保は、必須である。</p> <p>支援員確保のための具体的な支援策を求める。</p> <p>放課後児童健全育成事業の実施主体は、市町村であることは理解しているが、沖縄県もこれまで以上に関りを強め、支援をお願いしたい。</p>	<p>県におきましては、支援員の資質向上及び人材確保を図るため、放課後児童支援員認定資格研修や支援員の賃金改善経費への補助など処遇改善支援を行っております。</p> <p>ご意見を踏まえ、これらについて明確に記載することとし、【具体的な支援策】に下記を追記します。</p> <p>④ 放課後児童支援員の資質向上のための研修の実施及び放課後児童支援員の処遇改善支援</p>

No.	該当箇所	ご意見・ご提案	沖縄県の考え方・対応
3	—	<p>1. 子どもの受動喫煙の危害防止が抜け落ちているように思います。 改正健康増進法で、子どもの受動喫煙防止がそれなりに配慮はされていますが、家庭内、同室内、自動車内などでの受動喫煙防止は入っておらず、兵庫県受動喫煙防止条例などでは以下が規定されています。 子どもらの健康と健全育成のために、これらの観点を施策、あるいは条例制定等で盛り込むようお願いします。</p> <p>第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。</p> <p>第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・ 入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務付け</p> <p>第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。</p> <p>第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。 ・ 子どもらの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定</p> <p>2. 一方で、子どもの時から以下の教育、啓発が大切で不可欠です。 「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」</p>	<p>原文のとおりとする。</p> <p>沖縄県では、本県における母子保健の方向性を示したビジョンである「健やか親子おきなわ21」において、受動喫煙防止対策に取り組む必要性を定めているほか、「育児期間中の両親の喫煙率」、「妊娠中の妊婦の喫煙率」などの目標を設定し、受動喫煙の防止に取り組んでいます。</p> <p>今後も、喫煙や受動喫煙が20歳未満の者や妊婦に与える健康影響について周知啓発等を行い、受動喫煙の防止に取り組んでまいります。</p> <p>【参考】 本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施を図ることを目的として策定するものであり、関連する計画は「資料1 黄金っ子応援プラン（案）P91」に記載。</p>